

【2017 年度一般生用】IELTS 団体受験要領

2017 年度に団体受験を希望する方は、以下について全てを承諾し、グローバルコミュニケーション研究センター (<http://www.cgcs.c.u-tokyo.ac.jp/ielts/>) の【申込み方法】より団体受験の**事前登録**をすませ、「補助金返金に関する同意書」に記入・署名の上、下記指定の期間と場所で提出してください。引き換えに、英検オンライン申込時に必要な**団体申込キー**をお渡しします。

受付日：2017 年 5 月 22 日(月)～26 日(金) ☛ 7 月分、8 月分

2017 年 7 月 10 日(月)～14 日(金) ☛ 10 月分、11 月分

時 間：12:10-12:50

場 所：駒場国際教育研究棟 3 階 314 号室

持ち物：学生証・同意書 (7 号館横の噴水プールの西側の建物)

- (1) IELTS を団体受験指定日のいずれか(7 月 15 日、8 月 19 日、10 月 28 日、11 月 4 日)に専用会場で必ず受験すること。(試験日によって団体申込キーは異なるので、受験したい回の申込キーを同意書に記載のこと。)
- (2) IELTS 受験料 (25,380 円) のうち、10,000 円を学生が自己負担、残額の 15,380 円を大学が負担する。
- (3) 受験には、身分証明書としてパスポートが必須である。パスポートは申込みの際に使用し、試験当日も必携なので試験日まで有効なものであること。パスポート未保持の者は、自費で申請すること。
- (4) 「アカデミック」モジュールを選択すること。(「ジェネラル」モジュールは不可)
- (5) 受験会場への交通費は学生が負担する。
- (6) 追加成績証明書が必要な場合は、それにかかる手数料(一通 1,100 円)は学生が負担する。
- (7) 受験結果がグローバルコミュニケーション研究センターにも共有されることに同意し、また同センターでの教育開発、語学習熟に関する分析や研究に使用される可能性があることにも同意する。
- (8) 試験を欠席、または受験を完了しなかった場合、遅刻やパスポート忘れ等で受験が認められなかった場合は、15,380 円の補助金を東京大学に返金することに同意する。

(詳細は裏面*へ)

英検オンライン申込にあたっての注意事項

1. 各回には定員が設けられており、受付は先着順になります。
7 月 15 日 100 名、8 月 19 日 150 名、10 月 28 日 150 名、11 月 4 日 100 名
2. 申込締切前に定員に達することもあります。
3. オンラインでの手続きを終え、パスポートのコピーが英検に受理された時点で申込が完了します。申込書類を受け取っても、すでに定員に達し申し込めない場合があります。
4. 上記 (8) にかかる大学への補助金返還義務が発生するのは英検オンライン申込み後なので、くれぐれも留意のこと。

＊ 補助金の返金について

試験を欠席または受験を完了しなかった学生には、大学から請求書を発行し納入方法を指示します。ただし、下記（表１）のケースに当てはまる場合には所定の提出物の提出をもって返還を免除します。該当する場合には、必ず指定の期日までに必要書類を提出してください。

また、試験当日、体調不良などで試験を欠席した場合は、必ず翌月曜日までに下記へメールで連絡してください。

問合せ先：教養学部附属グローバルコミュニケーション研究センター IELTS 担当

TEL: 03-5465-8221（月～金 9:30-16:00） EMAIL: ielts@cgcs.c.u-tokyo.ac.jp

表１【IELTS 補助費の返金を免除するケース】

原則として、試験前の届け出に対して審査を行うので、まずはグローバルコミュニケーション研究センターに問い合わせること。

欠席理由	提出物（複写可）	提出期日	提出先
入院またはそれに準ずる登校不能（風邪・下痢等の一時的な疾病は含まない）	入院先機関の発行する入院証明書（試験を欠席した日の入院・病気・けがを証明する内容であること）	登校可能となった日を含む 7 日以内（締切日が窓口業務を行わない日の場合は、その翌日まで）	東京大学教養学部 附属グローバルコミュニケーション 研究センター
インフルエンザ、麻しん等、学校保健安全法の定める学校感染症第 1 種または第 2 種の罹患による出校不能	医療機関の発行する罹患期間と登校可能日が記載された診断書		
忌引（保証人、配偶者および 3 親等以内の血族または姻族に限る）（法事は含まない）	本人と保証人の署名・捺印のある書類（様式は自由、本人との続柄を明記）およびその事実を明らかにするもの（死亡に関する公的証明書もしくは会葬礼状など）	試験終了後から 7 日以内（締切日が窓口業務を行わない日の場合は、その翌日まで）	
交通機関の 30 分以上の遅延	交通機関発行の遅延証明書		
重大な災害による登校不能	官公庁発行の被災証明書		
学校・社会教育講座の各種実習・体験等	実習・体験期間証明書		
就職試験（就職試験の日程が変更できない場合に限る。セミナー、複数企業の合同説明会、OB/OG 訪問等は含まない）	本人が受験したことを証明する受験先機関発行の証明書（就職試験の場所、日時が明記、社印が押印されていること）		
裁判員制度に基づき裁判員に選任された場合	裁判員の職務従事期間についての証明書	公判終了日の翌日から 7 日以内（締切日が窓口業務を行わない日の場合は、その翌日まで）	
裁判員制度に基づき選任手続きを行ったが選任されなかった場合	裁判所出頭日の証明を受けた「選任手続き期日のお知らせ（呼出状）」	選任手続き期日の翌日から 7 日以内（締切日が窓口業務を行わない日の場合は、その翌日まで）	
上記の事項に準ずる理由（注）			